

株式会社 神山 グループホーム「りんどう」
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 利用契約書

_____ (以下「利用者」と言います)とグループホームりんどう(以下「事業者」と言います)は事業者が利用者に対して行う認知症対応型共同生活介護について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、共同生活住居において介護等のサービスを提供し、利用者はそのサービスに対する料金を支払います。

(契約の期間)

第2条 この契約の有効期間は、契約を結んだ日から利用者の要介護認定の有効期間満了の日までとします。

ただし、契約期間満了の30日前までに利用者から文書による契約終了の申し入れが無い限り本契約は自動更新されるものとし、以後も同様とします。

(認知症対応型共同生活介護計画書の作成・変更)

第3条 事業者は、訪問調査や居宅介護支援事業所等からの情報提供により利用者の日常生活全般の状況を把握・分析し、サービスの提供により解決すべき問題状況を明らかにし(これを「アセスメント」といいます)、利用者の希望を踏まえて、サービスの目標やその目標を達成するために提供するサービスの具体的な内容を記載した認知症対応型共同生活介護計画書を作成します。

- 2 事業者は、利用者及びその家族に対し認知症対応型共同生活介護計画書の内容を説明し、同意を得た後に当該計画書を交付し、サービスを提供します。
- 3 事業者は、提供したサービスについて、認知症対応型共同生活介護計画書に記載した目標期間が終了する都度当該目標の達成度合いや実施状況等を評価します。また認知症対応型共同生活介護計画書に記載した目標期間が終了した場合、または利用者に状況変化があった場合には、当該計画の変更(再作成)をします。

(サービスの内容)

第4条 事業者は、認知症対応型共同生活介護計画書に基づき、利用者に対し、居室、入浴・食事・排泄・レクリエーション等の日中の生活の介護身体・精神に係る機能訓練その他利用者に必要な日常生活上の世話を提供します。

- 2 事業者が提供するサービスの具体的内容については、別に説明してお渡しした重要事項説明書及び認知症対応型共同生活介護計画書に記載のとおりです。
- 3 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者から申し出があった場合には、第1条に規定するサービスの目的に反するなど正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。
- 4 事業者は、利用者または他の入居者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。また、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事前にご家族に連絡し了承

を得るものとし、併せて下記について記録します。

- 一 やむを得ず身体的拘束を行う理由
- 二 身体的拘束の方法・内容
- 三 身体的拘束の開始日時、終了予定日時、終了日時
- 四 身体的拘束を行っている間の利用者の様子
- 五 身体的拘束に代わる方法について検討した処遇会議等の結果

(サービス提供の記録)

第5条 事業者は、事業所で作成するサービス提供の記録様式に毎日のサービス提供の内容を記録します。

- 2 第1項で事業者が作成するサービス提供の記録は契約終了の日から2年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項に定める記録の閲覧・複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(利用料金)

第6条 事業者が提供するサービスの利用料金は、別にお渡しした重要事項説明書に記載のとおりです。

- 2 利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいた利用料金から、介護保険給付額を差し引いた差額分(自己負担分。通常は利用料金の1割)を事業者に支払うものとします。
ただし、利用者がまだ介護認定を受けていない場合や、要介護認定を受けた後に1年以上保険料を滞納している場合、事業者は利用者に、サービス提供証明書を発行します。
- 3 重要事項説明書に記載の介護保険対象外サービス料は、利用者がその全額を事業者に支払うものとします。
- 4 事業者は、サービス提供期間及び介護保険対象サービスとその他のサービスの金額を明らかにした明細書を添えて、利用月の翌月15日までに利用者に対して請求書を送付します。
- 5 利用者は、事業者に対し、事業者から請求を受けた月の末日までに、重要事項説明書に記載するいずれかの方法で利用料金を支払うものとします。
- 6 事業者は、前項の支払いを受けた後速やかに領収証を利用者に対して発行します。

(利用料金の変更)

第7条 事業者は、法令等により介護給付費体系の変更があった場合には第6条に定める利用料金を変更することができるものとします。

- 2 経済情勢の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、第6条第3項に定める利用料金について、変更を行う日の1ヶ月前までに利用者に対して説明をした上で当該サービス料金を変更することができるものとします。
- 3 利用者は、前項の変更に同意できない場合には、文書により通知することにより本契約を解約することができるものとします。

(契約の終了)

第8条 利用者は、事業者に対して30日前までに申し出るにより、本契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対し1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、本契約を解約することができるものとします。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は事業者により即座に本契約を解約することができます。
 - 一 事業者が正当な理由なくサービスを提供しなかった場合
 - 二 事業者が守秘義務に反して個人情報を漏洩した場合
 - 三 利用者やその家族に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - 四 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者により即座に本契約を解約することができます。
 - 一 サービス料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係わらず30日以内に支払われない場合
 - 二 利用者またはその家族が、事業所やその従業員に対して契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合
 - 三 利用者が医療機関に入院し、明らかに1ヶ月以内に退院の見込みがない場合、または入院後1か月経過しても退院できないことが明らかになった場合
- 5 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に解消されます。
 - 一 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - 二 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）となった場合
 - 三 利用者が死亡した場合

（退去時の援助）

第9条 事業者は、利用者が退居する際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、利用者及びその家族に必要な援助を行うものとします。

（秘密保持）

- 第10条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様とします。
- 2 事業者は、利用者に医療上の緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身の情報を提供できるものとします。
 - 3 前2項に係わらず、利用者に適正なサービスを提供するため、居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者との連携を図る必要がある場合には、利用者及びその家族から事前に同意を文書で得たうえでその個人情報を用いることができるものとします。
 - 4 災害発生時や利用者が行方不明になった場合などの緊急時の際は、利用者及びその家族の同意確認を行うことなく、個人情報を用いる場合があります。

(賠償責任)

第11条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者及びその家族に生じた生命・身体・財産に関する損害について賠償する責任を負います。前条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

2 事業者は、前項の損害賠償を速やかに行うものとします。

(緊急時の対応)

第12条 事業者は、現に認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等の緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医、協力医療機関、救急隊、家族に連絡を取る等必要な措置を講じるものとします。

(他の事業所等との連携)

第13条 事業者は、サービスの提供にあたり、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

(苦情・相談の対応)

第14条 利用者またはその家族は、提供されたサービスに苦情・相談がある場合には、いつでも重要事項説明書に記載された窓口に申し立てることができます。

2 事業者は、利用者またはその家族が前項に定める苦情・相談の申し立てを行った場合、これを理由として利用者またはその家族に対して、何ら差別的取扱いをしないものとします。

3 事業者は、利用者またはその家族から苦情・相談の申し立てがあった場合は、迅速・丁寧に対処し、サービスの向上・改善に努めるものとします。

(裁判管轄)

第15条 本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意するものとします。

(本契約に定めのない事項)

第16条 本契約に定めのない事項に関しては、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとします。

以上の契約の証として本契約書を2通作成し、利用者および事業者は署名または記名、押印の上、各1通ずつ所持します。

契約日	令和 年 月 日	契約場所	に於いて
-----	----------	------	------

事業者	
施設名	株式会社 神山 グループホーム りんどう
住所	岩手県花巻市石鳥谷町北寺林第11地割1403番地
代表取締役	神山 俊子 印

契約者（利用者）	
住所	_____
氏名	_____ 印
私は、契約者が事業者から契約書の説明を受け、サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行致します。	
署名代行者	
住所	_____
氏名	_____ 印 (契約者との関係：)
代行した理由	

私（共）は、以上の契約内容につき事業者から説明を受け、連帯保証人としての責任と義務を理解し、誠実に履行します。	
連帯保証人	
住所	_____
氏名	_____ 印 (契約者との関係：)
連帯保証人	
住所	_____
氏名	_____ 印 (契約者との関係：)

連帯保証人 と連帯保証人 は生計を一としない別世帯の方をお願いします。